平成２４年（フ）第８８０号
名古屋市中川区供米田１丁目1102番地
破産者　株式会社ユニオン技研
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２０２号
名古屋市千種区今池５丁目12番16号
破産者　株式会社ＳＨＡＤＯ
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２号
三重県桑名市南寺町43番地
破産者　あやちゃんこと　伊藤　昌美
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第３６２９号
大阪市北区梅田１丁目１番３号
破産者　株式会社ＩＴＴＯ総合研究所
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２９６号
大阪府羽曳野市西浦１丁目９番３号、商業登記簿上の本店所在地大阪府羽曳野市壺井143番地
破産者　原田運送株式会社
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３１５号
兵庫県西宮市染殿町６番12号
破産者　ユニオン保全株式会社
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３２号
愛媛県宇和島市白浜新28番地３
破産者　溝辺　　高
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第１２５号
佐賀県佐賀市八幡小路４番35号
破産者　有限会社ハウステック
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
愛知県一宮市小信中島仁井北７番地１
破産者　株式会社今井建設
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５４号
三重県度会郡大紀町大内山73番地
破産者　大西養豚場こと　大西　幸生
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５４号
三重県鈴鹿市神戸７丁目３番24号
破産者　株式会社今井
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２号
広島県福山市草戸町２丁目23番30号
破産者　有限会社桑田裁断店
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第９５２号
埼玉県戸田市大字新曽2028番地　ＰａｒｒＭａｒｋＴＯＤＡ―103号室、旧住所埼玉県川口市大字伊刈823番地の21
破産者　伊藤　佳昭
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２２６号
茨城県水戸市堀町2277番地の79　レオパレスロイヤルミヤケ105号
破産者　吉田　　忍
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３８６号
茨城県鹿嶋市大字津賀1832番地111、開始決定時の住所さいたま市岩槻区大字笹久保新田773番地１
破産者　大沼　健治
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３８７号
茨城県鹿嶋市大字津賀1832番地111、開始決定時の住所さいたま市岩槻区大字笹久保新田773番地１
破産者　大沼　博明
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５７号
静岡県賀茂郡南伊豆町湊919番地の２
破産者　山田千加良
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第７号
静岡県磐田市彦島385―２　フレンドハウスさんさん、住民票上の住所静岡県掛川市塩町５番地の８
破産者　松本貫太郎
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第７７７号
札幌市北区篠路４条８丁目４番18号ルーベデンス昇月Ｂ206号
破産者　高津　俊一
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０４１号
札幌市東区北32条東13丁目１番31号
破産者　松田　泰治
1　決定年月日　平成24年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部